

**参加者の有無を確認する公募手続きに係る  
参加意思確認書の提出を求める公示**

令和3年6月25日

中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所長 井山 繁

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、海岸事業の実施にあたり、浸水防護機能の確保に合わせて海域環境の改善を図るために、石炭灰造粒物を活用した干潟等の構造断面の安定性検討、海域環境の改善効果の検討及び、石炭灰造粒物と浚渫泥の相互作用による栄養塩供給能力を検討する。

本業務の実施にあたっては、次の特殊な技術、手法等を使用できるとともに、自在に駆使することができる能力を有している必要があることから、4.の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

(特殊な技術・手法等)

- 1) 海岸保全施設又は港湾施設に使用される石炭灰造粒物の波浪に対する安定性に関する高度な知見を有し、実海域における実証実験と大規模水槽実験による石炭灰造粒物の波浪に対する移動特性の実験実績を有すること
- 2) 石炭灰造粒物の海域環境への影響特性や、化学的・物理的特性及び、長期的環境性能に関する高度な知見を有し、海域における覆砂材料等として適用した研究実績を有すること
- 3) 石炭灰造粒物を材料とした干潟等の構造断面やモニタリングおよび石炭灰造粒物と浚渫泥の接触による土質の変化や生物に及ぼす効用に関する幅広いノウハウを有し、海域環境改善効果の検証と評価を行った研究実績と、海域環境改善技術を有すること

公募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な十分な知見、特殊な技術、ノウハウ、手法等を有し、かつ自在に駆使することで特定のテーマの解決策を見いだすことができる能力を有している法人等(以下、「特定法人等」という。)との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

石炭灰造粒物を用いた海域環境の改善手法に関する研究委託

### (2) 業務内容

- ①石炭灰造粒物を用いた干潟等の構造断面の安定性検討
- ②付着藻類の繁茂特性と生態系への影響特性のモニタリング及び、生物生息環境の検討
- ③石炭灰造粒物設置による水質、底質への影響特性の検討
- ④石炭灰造粒物と浚渫泥からなる地盤特性の評価

### (3) 履行期限

令和4年3月18日

## 3. 業務目的

本業務は、海岸事業の実施にあたり、浸水防護機能の確保に合わせて海域環境の改善を図るために、石炭灰造粒物を活用した干潟等の構造断面の安定性検討、海域環境の改善効果の検討及び、石炭灰造粒物と浚渫泥の相互作用による栄養塩供給能力を検討する。

## 4. 応募要件

### (1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②中国地方整備局から指名停止等の措置要領(昭和59年3月31日付港管第927号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### (2) 特殊な技術・手法等に関する要件

- ①海岸保全施設又は港湾施設に使用される石炭灰造粒物の波浪に対する安定性に関する高度な知見を有し、実海域における実証実験と大規模水槽実験による石炭灰造粒物の波浪に対する移動特性の実験実績を有すること
- ②石炭灰造粒物の海域環境への影響特性や、化学的・物理的特性および、長期的環境性能に関する高度な知見を有し、海域における覆砂材料等として適用した研究実績を有すること
- ③石炭灰造粒物を材料とした干潟等の構造断面やモニタリングおよび石炭灰造粒物と浚渫泥の接触による土質の変化や生物に及ぼす効用に関する幅広いノウハウを有し、海域環境改善効果の検証と評価を行った研究実績と、海域環境改善技術を有すること

## 5. 手続等

### (1) 担当部局

〒734-0011 広島県広島市南区宇品海岸 3-10-28

中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所 経理契約・財産グループ

電話 (082) 254-6412 FAX (082) 254-6427

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年6月25日(金)から令和3年7月15日(木)まで(1)に同じ。

### (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和3年7月15日(木) 16時00分 (1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る。)または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

## 6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：5.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して、プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和3年8月10日(火) 16時00分

(4) 中国地方整備局(港湾空港関係)における令和3・4年度一般競争入札参加資格業者のうち「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていない場合も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。